

平成24年

第3回市議会定例会 議案第4号

函館市立保育所条例の一部改正について

函館市立保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年9月4日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市立保育所条例の一部を改正する条例

函館市立保育所条例（昭和34年函館市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（提案理由）

第二港保育園を民営化することに伴い廃止するため